

強度行動障がい児支援加算の取扱いについて

【手続きの流れ】

(1) 市へ相談

強度行動障がい児支援加算の体制が整っている事業所で、強度行動障がいを有すると思われる障がい児がいる場合、藤沢市こども家庭センターへご相談ください。「強度行動障がい児基準表」と「支援計画シート等確認票」をご案内します。

(2) 保護者と面談し、同意を得る

事業所は、当該障がい児の保護者と面談し、支援の内容と利用者負担額への影響を説明し、「強度行動障がい児基準表」を用いて、合計が20点以上になることを保護者と確認します。

(3) 市へ申請

事業所は、「強度行動障がい児基準表」及び「支援計画シート等確認票」を藤沢市こども家庭センターへ提出し、保護者に藤沢市こども家庭センターへ障がい児通所に関する申請の手続きをするようご案内ください。

(4) 支給決定

市は申請を受け、確認票等を確認し、審査の上、障がい児通所サービス受給者証を発行します。

(5) 通所給付費の請求

手続き完了後、新しい受給者証を確認し、請求してください。

(6) 受給者証の更新

受給者証の更新手続きの際は、申請書類として「強度行動障がい児基準表」を同封しますので、保護者から提示があった際、事業所は(2)から確認してください。

【注意事項】

加算の算定にあたっては、事前に指定権者（神奈川県）へ基準適合する旨の届出が必要です。

強度行動障がい支援者養成研修（実践研修）修了者や中核的支援人材養成研修（中核的人材研修）修了者は、支援計画シート等の見直しや児童の様子を観察、支援状況の確認を適切に行ってください。

以 上

(事務担当)

藤沢市 こども家庭センター 障がい児支援担当

電話 0466-50-3569 (直通)

Email fjl-kodomo-ss@city.fujisawa.lg.jp